

塩竈市いじめ防止対策推進条例

子どもをいじめから守るため、市独自の条例を制定しました。
市民みなでいじめの防止に取り組みましょう！

どんな条例なの？

第 1 条 条例の目的

◆いじめの防止等を総合的かつ効果的に推進し、子どもが健全に成長することができる、いじめのないまちを作り上げることを目的としています。

- 社会の宝である子どもに対するいじめは、いじめを受けた子どもの心と体に苦しみや痛みをもたらし、子どもが人間として尊重され成長する権利を著しく侵害し、その心身又は生命に重大な危険を生じさせるものであり、許される行為ではないことから、いじめの防止等の対策に関する基本理念や基本的な方針の策定などについて定めます。
- いじめの防止等とは、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処などの取組のことをいいます。
- 本条例における「子ども」とは、市立学校に在籍する児童生徒をいいます。

第 2 条 いじめとは

◆この条例において「いじめ」とは、一定の人間関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為で、その行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。

- インターネットを通じて行われるものも含まれます。

第 3 条 基本理念

- ◆学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにします。
- ◆いじめが心身に及ぼす影響など、いじめの問題に関する児童生徒の理解を深めるようにします。
- ◆学校、家庭、地域、行政等の関係機関が連携して、いじめの問題を克服することを目指します。

- 「いじめの芽」や「いじめの兆候」も「いじめ」であるという認識に立つことが大切です。
- いじめをはやし立てたり放置したりせず、「気付きの当事者」として問題意識をもつことが大切です。

第 4 条 いじめの禁止

◆子どもは、いかなる理由があってもいじめを行ってははいけません。

- 自他を尊重し、いじめのない明るい学校生活を送りましょう。
- いじめの防止について、自分たちが出来ることは何かを考えましょう。

大人の責務や果たすべき役割は？

第 7 条 学校及び学校の教職員の責務

- ◆学校全体でいじめの未然防止や早期発見に取り組み、迅速に対処します。
- ◆相手のことを思いやり、相手の立場を尊重する気持ちを育む教育活動を充実させます。

- いじめの防止等を図るためには、組織的に対応することが大切です。
- 教職員の言動が子どもに大きな影響力を持つという認識を深めることが大切です。
- 学校は各校で定めた「学校いじめ防止基本方針」に則り、対処します。
- 塩竈市教育委員会は学校と密接な連絡を図り、必要な指導・助言、援助を行います。

第8条 保護者の役割

- ◆子どもにいじめとは何なのかを家庭教育の中で理解させるよう努めます。
- ◆子どもがいじめを行うことがないよう、規範意識や他人を思いやる心を養うよう努めます。
- ◆学校や教育委員会が行ういじめの防止等のための取組に協力するよう努めます。

- 保護者の言動が子どもに大きな影響力をもつという認識を深めることが大切です。
- 家庭教育の中で、思いやりの心を育てることが大切です。
- 何気ない会話の中から気になる状況が分かった場合は、学校にお知らせ願います。

第10条 市民等の役割

- ◆地域で見守りや声掛けを行い、子どもが安心して生活することができる環境整備に努めます。

次の組織を設置します

第19～22条 塩竈市いじめ問題対策連絡協議会

- ◆教育委員会の付属機関として、いじめの防止等に関係する機関等の連携を図るため、連絡協議会を設置します。

第23～27条 塩竈市いじめ防止等対策委員会

- ◆教育委員会の付属機関として、いじめの防止等の対策に関する事項を調査審議します。
- ◆教育委員会の諮問に応じて、市立学校で発生した**重大事態**について調査を実施します。

重大事態とは（法第28条）

- いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

第28～32条 塩竈市いじめ問題再調査委員会

- ◆市長の付属機関として設置します。
- ◆塩竈市教育委員会又は市立学校が行った重大事態に関する調査の結果に対し、必要な場合に再調査を実施します。

いじめに関する相談窓口

窓口	電話番号	受付時間	内容
24時間子供 SOS ダイヤル	0120-0-78310	24時間対応	いじめの悩みを24時間いつでも相談できます。
子どもの相談ダイヤル	022-784-3569	月～金 9時00分～16時00分	いじめ、家族、友だちなどに係る相談ができます。
いじめ110番	022-221-7867	月～金 8時30分～17時15分	いじめや少年の悩み等について、少年警察補導員等が対応します。
中央児童相談所	022-784-3583	月～金 8時30分～17時15分	児童福祉司、心理判定員等の専門職員が対応します。
仙台法務局 子どもいじめホットライン 子ども人権相談	022-362-2338 (塩竈支局)	月～金 8時30分～17時00分	人権擁護委員等が電話・面接で対応します。(面接は要予約)
塩竈市青少年相談センター	022-364-7445	月～金 9時00分～16時00分	学校心理士又は所員が対応します。

子どもの小さな変化も見逃さずことなく、まずは、学校、
各相談機関等に連絡してください。